

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第87号）

（理財局税務部主税課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

前年の合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円（改正前24万円）を加算した金額）以下である者については、個人の市民税の均等割を課さないこととします。（第17条の2関係）

2 軽自動車税

軽自動車等の所有者が新設型の地方独立行政法人のうち公立大学法人である場合において、その使用者が当該軽自動車等を公用又は公共の用に供さないときは、その者に対して、軽自動車税を課することとします。（第68条関係）

3 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第87号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条の2中「240,000円」を「220,000円」に改める。

第68条第3項本文中「国、」を「国並びに」に、「及び同号」を「, 同号」に改め、「非課税地方独立行政法人」の右に「及び公立大学法人」を加える。

附則第17条の3第4項を削る。

附則第19条第1項中「第32条第1項」を「第32条第1項前段」に、「第35条第1項」を「第35条第1項前段」に、「同条第1項」を「同条第1項前段」に改め、同条第3項を削る。

附則第19条の2第1項中「第35条の2の2第6項」を「第35条の2の2第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第17条の2の規定は、平成16年度分の個人の市民税から適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例附則第17条の3の規定中土地に対して課する特別土地保有税

に関する部分は、平成16年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、平成15年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例附則第17条の3の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この条例の施行の日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)